

首里城復興推進本部設置要綱

(目的)

第1条 「首里城復興基本方針」(令和2年4月23日沖縄県策定)に基づき、首里城の復旧・復興に向けた積極的な取り組みを全庁的に進めるため、首里城復興推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。この場合において副本部長が職務を代理する順序は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土木建築部に関する事項を担当する副知事

(2) 前号に掲げる副知事以外の副知事

4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

5 本部長は、推進本部の事務を実施するため、ワーキンググループ及び検討グループを置くことができる。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 首里城復旧・復興基本計画等の策定に関すること。

(2) 施策の方針決定及び情報共有に関すること。

(3) その他対策を実施するため必要な事項に関すること。

(推進本部会議)

第4条 推進本部は、施策の方針決定又は情報共有を行うため、推進本部会議(以下「本部会議」という。)を開催することができる。

2 本部会議は、本部長が招集する。

3 本部会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催することができる。

4 本部長は、本部員のほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、土木建築部首里城復興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

別表（第2条関係）

政策調整監
知事公室長
総務部長
企画部長
子ども生活福祉部長
農林水産部長
商工労働部長
文化観光スポーツ部長
土木建築部長
教育長